平成２４年（フ）第１９４号
福岡県太宰府市連歌屋２丁目16―25
債務者　高崎　清美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９８号
福岡県古賀市今の庄１丁目27番８号
債務者　石井　俊幸
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１号
福岡市早良区原団地34番501号
債務者　渡部　逸美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２４号
福岡市早良区高取２丁目５番10号
債務者　香月耕太郎
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２９号
佐賀県鳥栖市加藤田町３丁目144―２加藤田県営住宅Ａ７―23
債務者　岩村　麻衣
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３８号
福岡市博多区美野島１丁目25番15―101号
債務者　山本　耕平
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１号
福岡市城南区友丘４丁目21番15―206号
債務者　後藤　大和
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５４号
福岡市城南区茶山５丁目17番24号
債務者　池田　英雄
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５５号
福岡市城南区茶山５丁目17番24号
債務者　池田　玲子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７４号
福岡市西区下山門団地20番207号
債務者　川崎　峯子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７６号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　44棟302号
債務者　古家　啓吾
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８７号
福岡市南区三宅２丁目20番４号
債務者　寺島　義弘
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９号
福岡県久留米市西町495番地１　池松コーポＮＯ２―102号、前住所茨城県小美玉市羽鳥1703番地120
債務者　吉田　勇介
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２７号
福岡県久留米市津福今町292番地１　津福今町住宅２棟16号
債務者　花岡　美鈴
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２８号
福岡県久留米市東櫛原町280番地２
債務者　有馬工務店こと　有馬　寿英
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１０号
鹿児島県曽於市財部町北俣4017番地乙
債務者　是枝　**靜**文
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２号
鹿児島県出水郡長島町指江1268番地
債務者　中畑　陽一
法定代理人成年後見人　窪　　國守
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係